

昭和三十三年政令第二百十九号

内閣官房組織令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十六条第二項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内部組織）

第一条 内閣官房に、次の三室及び内閣サイバーセキュリティセンターを置く。

内閣総務官室

内閣広報室

内閣情報調査室

（内閣総務官室）

第二条 内閣総務官室においては、次の事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理に関する事。

二 機密に関する事。

三 内閣の主管に属する人事に関する事。

四 内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官の官印その他の公印の保管に関する事。

五 公文書類の接受、発送及び保存に関する事。

六 職員の厚生及び教養訓練に関する事。

七 予算、決算及び会計に関する事。

八 総理大臣官邸の管理運営に関する事。

九 前各号に掲げるものの以外の内閣の庶務

二 内閣総務官室に、内閣総務官一人を置く。

三 内閣総務官は、内閣総務官室の事務を掌理する。

第三条（内閣広報室）内閣広報室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

二 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

三 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

四 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

二 前項に定めるもののほか、内閣広報室は、内閣広報官が内閣法第十八条第二項に規定する広

報に関することを処理することについて、これを補佐する。

三 内閣広報官は、内閣広報室の事務を掌理する。

第四条（内閣情報調査室）内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務（各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。）

二 次に掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報室においてつかさどるものを除く。）

イ 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ロ 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

二 内閣情報官は、内閣情報調査室の事務を掌理する。

第四条の二（内閣サイバーセキュリティセンター）においては、次の事務をつかさどる。

一 情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）を通じて行われる行政各部の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析に関する事。

二 行政各部におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この項において同じ。）の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある重大な事象の原因究明のための調

査に関する事（内閣情報調査室においてつかさどるものを除く。）。

三 行政各部におけるサイバーセキュリティの確保に關し必要な助言、情報の提供その他の援助に関する事。

四 行政各部におけるサイバーセキュリティの確保に關し必要な監査に関する事。

五 前各号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうちサイバーセキュリティの確保に関するもの（国家安全保障局、内閣広報室及び内閣情報調査室においてつかさどるものを除く。）

二 内閣サイバーセキュリティセンターに、内閣サイバーセキュリティセンター長一人を置く。

三 内閣サイバーセキュリティセンター長は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、内閣サイバーセキュリティセンターの事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第四条の三（内閣衛星情報センター）内閣衛星情報センターを置く。

二 内閣衛星情報センターにおいては、内閣情報調査室の事務のうち次に掲げるものをつかさどる。

一 我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星（以下「情報収集衛星」という。）に関する事。

二 情報収集衛星により得られる画像情報の分析その他の調査に関する事。

三 情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により得られる画像情報の収集及び分析その他の調査に関する事。

三 内閣衛星情報センターに、所長一人を置く。

四 所長は、内閣情報官を助け、内閣衛星情報センターの事務を掌理する。

（公文書監理官）

第四条の四（内閣総務官室に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

二 公文書監理官は、命を受けて、内閣官房の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに關連する情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

（総理大臣官邸事務所長）

第五条 内閣総務官室に、総理大臣官邸事務所長一人を置く。

二 総理大臣官邸事務所長は、内閣総務官室の事務のうち総理大臣官邸の管理運営に関する事及び特に命ぜられた機密に関する事をつかさどる。

第五条の二（人事政策統括官）（人事政策統括官）内閣人事局に、人事政策統括官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

二 人事政策統括官は、命を受けて内閣人事局の事務の一部をつかさどる。

第六条（内閣審議官）内閣官房に、内閣審議官を置く。

二 内閣審議官は、命を受けて、内閣官房の事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理し、又は人事政策統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

三 内閣審議官の定数は、併任の者を除き、七十八人とする。ただし、そのうち四十六人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第七条（内閣総務官室、内閣感染症危機管理統括官、国家安全保障局、内閣広報室、内閣情報調査室若しくは内閣サイバーセキュリティセンター（以下「内閣総務官室等」という。）又は内閣人事局に属しない内閣審議官は、内閣官房副長官補を助け、命を受けて、内閣官房副長官補の掌理する事務（内閣サイバーセキュリティセンターにおいてつかさどるものを除く。以下同じ。）のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理する。

二 前項に定めるもののほか、内閣総務官室等又は内閣人事局に属しない内閣審議官は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣法第十七条第三項の命を受けた内閣官房副長官補を助け、内閣感染症危機管理統括官の事務の処理に協力する。

三 内閣総務官室等に属する内閣審議官は、命を受けて、その属する内閣総務官室等の事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその属する内閣総務官室等の事務の一部を総括整理する。

4 内閣人事局に属する内閣審議官は、命を受けて、人事政策統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

5 内閣総務官室等又は内閣人事局に属する内閣審議官は、前二項に定める職務を行うほか、命を受けて、内閣官房副長官補を助け、内閣官房副長官補の掌理する事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理する。

(内閣参事官)

第八条 内閣官房に、内閣参事官を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて、内閣官房の事務の一部をつかさどり、又は人事政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、百十二人とする。ただし、そのうち三十二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第九条 内閣総務官室等又は内閣人事局に属しない内閣参事官は、内閣官房副長官補を助け、命を受けて内閣官房副長官補の掌理する事務の一部をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、内閣総務官室等又は内閣人事局に属しない内閣参事官は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣法第十七条第三項の命を受けた内閣官房副長官補を助け、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

3 内閣総務官室等に属する内閣参事官は、命を受けてその属する内閣総務官室等の事務(内閣総務官室については、総理大臣官邸事務所長のつかさどるものを除く。)の一部をつかさどる。

4 内閣人事局に属する内閣参事官は、命を受けて、人事政策統括官のつかさどる職務を助ける。

5 内閣総務官室等又は内閣人事局に属する内閣参事官は、前二項に定める職務を行うほか、命を受けて、内閣官房副長官補を助け、内閣官房副長官補の掌理する事務の一部をつかさどる。

(内閣危機管理監の事務の整理)

第十条 内閣総理大臣の指定する内閣官房副長官補は、内閣危機管理監の事務の整理を掌理する。

(内閣総理大臣等に附属する秘書官の定数)

第十一条 内閣総理大臣に附属する秘書官の定数は五人とし、内閣総理大臣及び各省大臣以外の各事務大臣に附属する秘書官の定数はそれぞれ一人とする。

(組織の細目)

第十二条 この政令に定めるもののほか、内閣官房の内部組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

附 則

1 この政令は、昭和三十三年八月一日から施行する。

2 第六条の内閣審議官(同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち、四人は令和七年三月三十一日まで、他の一人は令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

3 第六条の内閣審議官(同条第三項ただし書の規定により置かれるもの及び前項に規定するものを除く。)のうち一人は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八条に規定する移行期間の末日まで置かれるものとする。

4 第八条の内閣参事官(同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち四人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

5 当分の間、第八条第三項の規定の適用については、同項中「百十二人」とあるのは「百十一人」と、同項ただし書中「三十二人」とあるのは「三十一人」とし、第十一条の規定の適用については、同条中「五人」とあるのは、「八人」とする。

附 則 (昭和三十三年四月二八日政令第九二号) 抄
1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四一年四月一日政令第九一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年四月二八日政令第一一九号)
この政令は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月三二日政令第五八号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年六月九日政令第一八二号) 抄
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年六月二〇日政令第二二〇号) 抄
この政令は、昭和六一年六月二〇日政令第二二〇号から施行する。

1 この政令は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年八月七日政令第二六八号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年五月二二日政令第一一一号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日政令第二二六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月二九日政令第二二〇号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇三号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三〇日政令第一〇六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日政令第一二二二号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日政令第七〇号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日政令第一六四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日政令第六三三三号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一一九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第二八三三三号)
この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三二日政令第一〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

